

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

【本則関係】

○ <u>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 e-Gov 法令検索</u>	1
○ <u>関税込率法 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	52
○ <u>医療法 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	57
○ <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法 e-Gov 法令検索 (医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十七号)第二十九条の規定による改正後) (抄)</u>	58
○ <u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	62
○ <u>株式会社国際協力銀行法 e-Gov 法令検索</u>	64
○ <u>資産の流動化に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	90

【附則関係】

○ <u>内閣府設置法 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	93
○ <u>独立行政法人経済産業研究所法 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	104
○ <u>独立行政法人通則法 e-Gov 法令検索 (抄)</u>	105

令和四年法律第四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 特定重要物資の安定的な供給の確保

第一節 安定供給確保基本指針等（第六条—第八条）

第二節 供給確保計画（第九条—第十二条）

第三節 株式会社日本政策金融公庫法の特例（第十三条—第二十五条）

第四節 中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例（第二十六条—第二十八条）

第五節 特定重要物資等に係る市場環境の整備（第二十九条・第三十条）

第六節 安定供給確保支援法人による支援（第三十一条—第四十一条）

第七節 安定供給確保支援独立行政法人による支援（第四十二条・第四十三条）

第八節 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資（第四十四条・第四十五条）

第九節 雑則（第四十六条—第四十八条）

第三章 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保（第四十九条—第五十九条）

第四章 特定重要技術の開発支援（第六十条—第六十四条）

第五章 特許出願の非公開（第六十五条—第八十五条）

第六章 雑則（第八十六条—第九十一条）

第七章 罰則（第九十二条—第九十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策と

して、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（基本方針）

第二条 政府は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事項
 - 二 特定重要物資（**第七条**に規定する特定重要物資をいう。**第六条**において同じ。）の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務（**第五十条第一項**に規定する特定社会基盤役務をいう。**第四十九条**において同じ。）の安定的な提供の確保並びに特定重要技術（**第六十一条**に規定する特定重要技術をいう。**第六十条**において同じ。）の開発支援及び特許出願の非公開（**第六十五条第一項**に規定する特許出願の非公開をいう。）に関する経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項
 - 三 安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進すべき経済施策（**前号**に掲げるものを除く。）に関する基本的な事項
 - 四 **前三号**に掲げるもののほか、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、**前項**の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 **前二項**の規定は、基本方針の変更について準用する。

（内閣総理大臣の勧告等）

第三条 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、安全保障の確保に関する経済施策に資する情報を提供することができる。

（国の責務）

第四条 国は、基本方針に即して、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

- 2 国の関係行政機関は、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない。
- 3 国は、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律の規定による規制措置の実施に当たっての留意事項)

第五条 この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。

第二章 特定重要物資の安定的な供給の確保

第一節 安定供給確保基本指針等

(安定供給確保基本指針)

第六条 政府は、基本方針に基づき、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、特定重要物資の安定的な供給の確保（以下この章において「安定供給確保」という。）に関する基本指針（以下この章において「安定供給確保基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 安定供給確保基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項
 - 二 特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策に関する事項
 - 三 特定重要物資の指定に関する事項
 - 四 **第八条第一項**に規定する安定供給確保取組方針を作成する際の基準となるべき事項
 - 五 特定重要物資の安定供給確保のための取組に必要な資金の調達円滑化の基本的な方向に関する事項（**第十三条第一項**に規定する供給確保促進円滑化業務等実施基本指針を作成する際の基準となるべき事項を含む。）
 - 六 安定供給確保支援業務（**第三十一条第一項**に規定する安定供給確保支援業務をいう。**第八条第二項第四号**及び**第九条第六項**において同じ。）並びに安定供給確保支援法人基金（**第三十四条第一項**に規定する安定供給確保支援法人基金をいう。**第八条第二項第四号**及び**第三十三条第二項第五号**において同じ。）及び安定供給確保支援独立行政法人基金（**第四十三条第一項**に規定する安定供給確保支援独立行政法人基金をいう。**第八条第二項第四号**において同じ。）に関して安定供給確保支援法人（**第三十一条第一項**に規定する安定供給確保支援法人をいう。**第八条第二項第四号**及び**第九条第六項**において同じ。）及び安定供給確保支援独立行政法人（**第四十二条第二項**に規定する安定供給確保支援独立行政法人をいう。**第八条第二項第四号**及び**第九条第六項**において同じ。）が果たすべき役割に関する基本的な事項
 - 七 **第四十四条第一項**の規定による指定に関する基本的な事項
 - 八 特定重要物資の安定供給確保に当たって配慮すべき基本的な事項
 - 九 **前各号**に掲げるもののほか、特定重要物資の安定供給確保に関し必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、安定供給確保基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、**前項**の規定により安定供給確保基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業構造その他特定重要物資の安定供給確保に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、**第三項**の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、安定供給確保基本指針を公表しなければならない。
- 6 **前三項**の規定は、安定供給確保基本指針の変更について準用する。

(特定重要物資の指定)

第七条 国民の生存に必要な不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（以下この条において「物資等」という。）の生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強^{じん}化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

(安定供給確保取組方針)

第八条 主務大臣は、安定供給確保基本指針に基づき、**前条**の規定により指定された特定重要物資のうち、その所管する事業に係るものに関し、特定重要物資ごとに当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（以下この章及び**第八十六条第一項第二号**において「特定重要物資等」という。）に係る安定供給確保を図るための取組方針（以下この章において「安定供給確保取組方針」という。）を定めるものとする。

- 2 安定供給確保取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 対象となる個別の特定重要物資等（以下この項において「個別特定重要物資等」という。）の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項
 - 二 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項
 - 三 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限
 - 四 個別特定重要物資等の安定供給確保のために安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金に関して安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する事項

- 五 対象となる個別の特定重要物資に係る**第四十四条第一項**の規定による指定に関する事項
- 六 個別特定重要物資等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項
- 七 **前各号**に掲げるもののほか、個別特定重要物資等の安定供給確保に関し必要な事項
- 3 主務大臣は、対象となる個別の特定重要物資について、**第四十四条第一項**の規定による指定をしたときは、安定供給確保取組方針において、**前項各号**に掲げる事項のほか、対象となる個別の特定重要物資に係る**同条第六項**に規定する措置に関する事項を定めるものとする。
- 4 主務大臣は、安定供給確保取組方針を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、安定供給確保取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 **前二項**の規定は、安定供給確保取組方針の変更について準用する。

第二節 供給確保計画

(供給確保計画の認定)

- 第九条** 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の安定供給確保のための取組（以下この条において「取組」という。）に関する計画（以下この節及び**第二十九条**において「供給確保計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 二以上の者が取組を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は、共同して供給確保計画を作成し、**前項**の認定を受けることができる。
- 3 供給確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の品目
 - 二 取組の目標
 - 三 取組の内容及び実施期間
 - 四 取組の実施体制
 - 五 取組に必要な資金の額及びその調達方法
 - 六 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置
 - 七 取組に関する情報を管理するための体制
 - 八 供給確保計画の作成者における当該特定重要物資等の調達及び供給又は使用の現状
 - 九 **前各号**に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 4 主務大臣は、**第一項**の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る供給確保計画が**次の各号**のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 取組の内容が安定供給確保取組方針に照らし適切なものであること。

- 二 取組の実施に関し、安定供給確保取組方針で定められた期間以上行われ、又は期限内で行われると見込まれるものであること。
- 三 取組の実施体制並びに取組に必要な資金の額及びその調達方法が供給確保計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること。
- 四 特定重要物資等の需給が逼迫した場合に行う措置、特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する措置その他の取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置として主務省令で定めるものが講じられると見込まれるものであること。
- 五 取組に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること。
- 六 同一の業種に属する事業を営む二以上の者が共同して作成した供給確保計画に係る**第一項**の認定の申請があつた場合にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の業種に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 5 主務大臣は、**第一項**の認定をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 6 主務大臣は、**第一項**の認定をしたときは、その旨を、当該認定に係る特定重要物資について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知するものとする。

(供給確保計画の変更)

- 第十条** **前条第一項**の認定を受けた者（以下この章において「認定供給確保事業者」という。）は、当該認定に係る供給確保計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定供給確保事業者は、**前項**ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 3 **前条第四項から第六項までの規定は、第一項**の規定による変更の認定について準用する。

(供給確保計画の認定の取消し)

- 第十一条** 主務大臣は、認定供給確保事業者が認定を受けた供給確保計画（**前条第一項**の規定による変更の認定又は**同条第二項**の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この章において「認定供給確保計画」という。）に従つて特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 主務大臣は、認定供給確保計画が**第九条第四項各号**のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定供給確保事業者に対して、当該認定供給確保計画の変更を指示

し、又はその認定を取り消すことができる。

3 第九條第六項の規定は、前二項の規定による認定の取消しについて準用する。

(定期の報告)

第十二條 認定供給確保事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、認定供給確保計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。

第三節 株式会社日本政策金融公庫法の特例

(供給確保促進円滑化業務等実施基本指針)

第十三條 主務大臣は、安定供給確保基本指針に基づき、株式会社日本政策金融公庫（以下この節及び第九十八條において「公庫」という。）及び第十六條第一項の規定による指定を受けた者（以下この節及び第四十八條第五項において「指定金融機関」という。）の次に掲げる業務の実施に関する基本指針（以下この節において「供給確保促進円滑化業務等実施基本指針」という。）を定めるものとする。

一 公庫が指定金融機関に対し、認定供給確保事業者が認定供給確保事業（認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。以下この章において同じ。）を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下この節において「供給確保促進円滑化業務」という。）

二 指定金融機関が認定供給確保事業者に対し、認定供給確保事業を行うために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行うもの（以下この章及び第九十六條第二号において「供給確保促進業務」という。）

2 供給確保促進円滑化業務等実施基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 供給確保促進円滑化業務及び供給確保促進業務の基本的な方向に関する事項

二 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の調達円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

三 公庫が行う供給確保促進円滑化業務の内容及びその実施体制に関する事項

四 指定金融機関が行う供給確保促進業務の内容及びその実施体制に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、供給確保促進円滑化業務及び供給確保促進業務の実施に関し必要な事項

3 主務大臣は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針を作成するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針の変更について準用する。

(公庫の行う供給確保促進円滑化業務)

第十四條 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、供給確保促進円滑化業務を行うことができる。

(供給確保促進円滑化業務実施方針)

第十五條 公庫は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針に基づき、主務省令で定めるところにより、供給確保促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の供給確保促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針（以下この節及び第九十八條第一号において「供給確保促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 公庫は、供給確保促進円滑化業務実施方針を定めるときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、供給確保促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、供給確保促進円滑化業務実施方針に従って供給確保促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第十六條 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、供給確保促進業務に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、供給確保促進業務を行う者として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 供給確保促進業務の実施体制及び次項に規定する供給確保促進業務規程が、法令並びに供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び供給確保促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、供給確保促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び供給確保促進円滑化業務実施方針に基づき供給確保促進業務に関する規程（次項及び第十八條において「供給確保促進業務規程」という。）を定め、これを指定申請書その他主務省令で定める書類に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 供給確保促進業務規程には、供給確保促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であって、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第二十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定金融機関の指定の公示等)

第十七条 主務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び供給確保促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は供給確保促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(供給確保促進業務規程の変更の認可等)

第十八条 指定金融機関は、供給確保促進業務規程を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の供給確保促進業務規程が供給確保促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その供給確保促進業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第十九条 公庫は、供給確保促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う供給確保促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び供給確保促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う供給確保促進業務及び公庫が行う供給確保促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十条 指定金融機関は、供給確保促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十一条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、供給確保促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(供給確保促進業務の休廃止)

第二十二条 指定金融機関は、供給確保促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が供給確保促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関に対する指定は、その効力を失う。

(指定金融機関の指定の取消し等)

第二十三条 主務大臣は、指定金融機関が第十六条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定金融機関の指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十四条 指定金融機関について、第二十二条第三項の規定により指定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定によりその指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った供給確保促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第二十五条 供給確保促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、供給確保促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条（同条の表第十一条第一項第五号の項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項に係る部分を除く。）の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。この場合において、同表第六十四条第一項の項中「経済産業大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

2 前項に規定するもののほか、供給確保促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条 第一項 第五号	行う 業務	行う業務（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第十三条第一項第一号に規定する供給確保促進円滑化業務（以下「供給確保促進円滑化業務」という。）を除く。）
第五十八 条及び第 五十九 条第一項	この 法律	この法律、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
第七十一 条	第五 十九 条第 一 項	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三 条第一号	この 法律	この法律（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三 条第三号	第十 一 条	第十一条及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十三条第一項第一号
第七十三 条第七号	第五 十八 条第 二 項	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項
附則第四 十七条第 一 項	公庫 の業 務	公庫の業務（供給確保促進円滑化業務を除く。）

第四節 中小企業投資育成株式会社及び中小企業信用保険法の特例

（中小企業者の定義）

第二十六条 この節において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに規定する業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額が政令で定める業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
- 九 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

（中小企業投資育成株式会社の特例）

第二十七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定供給確保事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定供給確保事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転さ

れた株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十八条 中小企業信用保険法(昭和三十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(第四項及び第五項において「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(第五項において「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第五項において「特別小口保険」という。)の保険関係であって、供給確保関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定供給確保事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険 価額 の合 計額 が	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証(以下「供給確保関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険 価額 の合 計額 が	供給確保関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該 借入 金の 額の うち	供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該 債務 者	供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であって、供給確保関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)第十三条第一項第一号に規定する認定供給確保事業に必要な資金(以下「供給確保事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であって、供給確保関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)第十三条第一項第一号に規定する認定供給確保事業に必要な資金(以下「供給確保事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

4 普通保険の保険関係であって、供給確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、供給確保関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五節 特定重要物資等に係る市場環境の整備

(特定重要物資等に係る公正取引委員会との関係)

第二十九条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の者の申請に係る供給確保計画について、第九条第一項の認定(第十条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る供給確保計画について、公正取引委員会に意見を求めることができる。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により意見を求められた供給確保計画であって主務大臣が第九条第一項の認定をしたものについて意見を述べるることができる。

(特定重要物資等に係る関税定率法との関係)

第三十条 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第二項に規定する補助金をいう。以下この項において同じ。）の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

2 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、不当廉売（関税定率法第八条第一項に規定する不当廉売をいう。以下この項において同じ。）された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第五項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

3 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実及び当該貨物の輸入がこれと同種の物資その他用途が直接競合する物資の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関税定率法第九条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による調査の求めをした場合であって、当該調査を開始することが決定したときは、当該求めをした旨及びその求めに係る事実の概要を公表するものとする。

第六節 安定供給確保支援法人による支援

(安定供給確保支援法人の指定及び業務)

第三十一条 主務大臣は、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、主務省令で定めるところにより、一般社団法人、一般財団法人その他主務省令で定める法人で

あって、第三項に規定する業務（以下この章及び第九十六条第三号において「安定供給確保支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、特定重要物資ごとに安定供給確保支援法人として指定することができる。

一 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。

三 安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務を行うことによつて安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けることができない。

一 この法律の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第四十一条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 その役員のうち、第一号に該当する者がある者

3 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関（第三十三条第二項第四号において「貸付金融機関」という。）に対し、利子補給金を支給すること。

三 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集を行うこと。

四 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保のために必要とされる事項について、当該特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 主務大臣は、指定をするに当たっては、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を実施する際に従うべき基準（以下この節において「供給確保支援実施基準」という。）を定めるものとする。

5 主務大臣は、供給確保支援実施基準を定めるときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 6 主務大臣は、供給確保支援実施基準を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、供給確保支援実施基準の変更について準用する。

(安定供給確保支援法人の指定の公示等)

- 第三十二条** 主務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る安定供給確保支援法人の名称、住所及び安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地並びに指定に係る特定重要物資を公示するものとする。
- 2 安定供給確保支援法人は、その名称、住所又は安定供給確保支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(安定供給確保支援業務規程)

第三十三条 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務を行うときは、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援業務の開始前に、安定供給確保支援業務に関する規程（以下この条において「安定供給確保支援業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 安定供給確保支援業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - 一 指定に係る特定重要物資
 - 二 安定供給確保支援業務の対象となる認定供給確保事業に関する事項
 - 三 第三十一条第三項第一号に掲げる業務に関する次に掲げる事項
 - イ 認定供給確保事業者に対する助成金の交付の要件に関する事項
 - ロ 認定供給確保事業者による助成金の交付申請書に記載すべき事項
 - ハ 認定供給確保事業者に対する助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項
 - 二 イから八までに掲げるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項として主務省令で定める事項
 - 四 第三十一条第三項第二号に掲げる業務に関する次に掲げる事項
 - イ 貸付金融機関に対する利子補給金の支給の要件に関する事項
 - ロ 貸付金融機関による利子補給金の支給申請書に記載すべき事項
 - ハ 貸付金融機関に対する利子補給金の支給の決定に際し付すべき条件に関する事項
 - 二 イから八までに掲げるもののほか、利子補給金の支給に関し必要な事項として主務省令で定める事項
 - 五 安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、当該安定供給確保支援法人基金の管理に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務に関し必要な事項として主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可の申請が安定供給確保基本指針、安定供給確保取組方針及び供給確保支援実施基準に適合するとともに、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施

するために十分なものであると認めるときは、その認可をするものとする。

- 4 主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 安定供給確保支援法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その安定供給確保支援業務規程を公表しなければならない。
- 6 主務大臣は、安定供給確保支援法人の安定供給確保支援業務規程が安定供給確保基本指針、安定供給確保取組方針又は供給確保支援実施基準に適合しなくなったと認めるときは、その安定供給確保支援業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(安定供給確保支援法人基金)

第三十四条 安定供給確保支援法人は、主務大臣が供給確保支援実施基準において当該安定供給確保支援法人が行う安定供給確保支援業務として次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に関する事項を定めた場合には、これらの業務に要する費用に充てるための基金（以下この節及び第九十九条において「安定供給確保支援法人基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 一 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であって、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 国は、予算の範囲内において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援法人基金に充てる資金を補助することができる。
- 3 安定供給確保支援法人基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該安定供給確保支援法人基金に充てるものとする。
- 4 安定供給確保支援法人は、次の方法による場合を除くほか、安定供給確保支援法人基金の運用に係る業務上の余裕金を運用してはならない。
 - 一 国債その他主務大臣の定める有価証券の取得
 - 二 銀行その他主務大臣の定める金融機関への預金
 - 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるもの
- 5 主務大臣は、前項第一号に規定する有価証券又は同項第二号に規定する金融機関を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 6 主務大臣は、第十条第三項又は第十一条第三項において準用する第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、当該通知を受けた安定供給確

保支援法人（**第二項**の規定により補助金の交付を受けた安定供給確保支援法人に限る。）に対し、**第二項**の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

7 前項の規定による納付金の納付の方法及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

8 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援法人基金を設けたときは、毎事業年度終了後六月以内に、当該安定供給確保支援法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

9 主務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（事業計画等）

第三十五条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、安定供給確保支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安定供給確保支援法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 安定供給確保支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、安定供給確保支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（区分経理）

第三十六条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。ただし、**第二号**に掲げる業務に係る経理については、**第三十四条第一項**の規定により安定供給確保支援法人基金を設けた場合に限り、区分して整理するものとする。

- 一 安定供給確保支援業務（**次号**に掲げる業務を除く。）
- 二 安定供給確保支援法人基金に係る業務
- 三 その他の業務

（秘密保持義務）

第三十七条 安定供給確保支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（帳簿の記載）

第三十八条 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第三十九条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要があると認めるときは、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（安定供給確保支援業務の休廃止）

第四十条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければ、安定供給確保支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣が前項の規定により安定供給確保支援業務の全部の廃止を許可したときは、当該安定供給確保支援法人に係る指定は、その効力を失う。

3 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示するものとする。

（安定供給確保支援法人の指定の取消し等）

第四十一条 主務大臣は、安定供給確保支援法人が**第三十一条第二項第一号**又は**第三号**に該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、安定供給確保支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があったとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき。

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を行う必要がないと認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前三項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

5 安定供給確保支援法人は、第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その安定供給確保支援業務の全部を、当該安定供給確保支援業務の全部を承継するものとして主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に引き継がなければならない。

6 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における安定供給確保支援業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第七節 安定供給確保支援独立行政法人による支援

（安定供給確保支援独立行政法人の指定及び業務）

第四十二条 別表に掲げる独立行政法人（**独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項**に規定する独立行政法人をいう。次項及び**第八十六条第一項第四号**において同じ。）は、次項の規定による安定供給確保支援独立行政法人の指定を受けたときは、**同法第一条第一項**に規定する個別法（以下この項及び**次条第一項**において「個別法」という。）の定めるところにより、同法第五条の規定により個別法で定める目的の範囲内において、この法律の目的を達成するため、当該指定に係る安定供給確保支援業務（**第三十一**

条第三項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。次条第一項において同じ。)を行うことができる。

- 2 主務大臣は、安定供給確保取組方針に基づき、その所管する独立行政法人のうち、その所管する事業に係る特定重要物資に係るものを、特定重要物資ごとに安定供給確保支援独立行政法人として指定することができる。
- 3 第三十二条の規定は、安定供給確保支援独立行政法人について準用する。

(安定供給確保支援独立行政法人に設置する安定供給確保支援独立行政法人基金)

第四十三条 安定供給確保支援独立行政法人は、個別法の定めるところにより、前条第二項の規定による指定に係る安定供給確保支援業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金(以下この条及び第九十九条において「安定供給確保支援独立行政法人基金」という。)を設けることができる。

- 一 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であって、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの
 - 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 第三十四条第三項、第八項及び第九項の規定は、安定供給確保支援独立行政法人が設ける安定供給確保支援独立行政法人基金について準用する。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により安定供給確保支援独立行政法人が設ける安定供給確保支援独立行政法人基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

第八節 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資

(特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等)

- 第四十四条** 主務大臣は、その所管する事業に係る特定重要物資について、第三節から前節までの規定による措置では当該特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認めるときは、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として指定することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 3 主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定重要物資を公示するものとする。
 - 4 主務大臣は、第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による解除について準用する。
- 6 主務大臣は、第一項の規定による指定をした特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 前項の規定による備蓄と、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十条その他政令で定める法律の規定に基づく備蓄とは、相互に兼ねることができる。
- 8 主務大臣は、外部から行われる行為により第一項の規定による指定をした特定重要物資(国民の生存に必要な不可欠なものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)又はその生産に必要な原材料等の供給が不足し、又は不足するおそれがあり、その価格が著しく騰貴したことにより、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい場合において、当該事態に対処するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な条件を定めて第六項の規定に基づき保有する当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等を時価よりも低い対価であって、価格が騰貴する前の標準的な価格として政令で定める価格で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができるものとする。
- 9 主務大臣は、前項の規定による措置を実施するときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(施設委託管理者)

- 第四十五条** 主務大臣は、前条第六項の規定による措置を効果的に実施するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主務大臣が指定する法人(以下この条及び第四十八条第七項において「施設委託管理者」という。)に、前条第六項の規定による措置に必要な施設(その敷地を含む。)の管理を委託することができる。
- 2 前項の政令には、施設委託管理者の指定の手續、管理の委託の手續その他委託について必要な事項を定めるものとする。
 - 3 施設委託管理者は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による指定に係る管理の業務(以下この条及び第四十八条第七項において「施設委託管理業務」という。)に関する規程(第五項及び第六項において「施設委託管理業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 4 主務大臣は、前項の規定による認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 5 施設委託管理業務規程には、施設委託管理業務の実施の方法その他の主務省令で定める事項を定めおかななければならない。
 - 6 主務大臣は、第三項の規定による認可をした施設委託管理業務規程が施設委託管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、施設委託管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

- 7 施設委託管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、施設委託管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。
- 8 施設委託管理者は、主務省令で定めるところにより、施設委託管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。
- 9 主務大臣は、この節の規定の施行に必要なと認めるときは、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- 10 主務大臣は、施設委託管理者が前項の命令に違反したときその他当該施設委託管理者による管理を適切かつ確実に実施することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて施設委託管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第九節 雑則

(資料の提出等の要求)

第四十六条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、内閣総理大臣、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(資金の確保)

第四十七条 国は、認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 主務大臣は、第三十条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、これらの規定による調査の求めに必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 前二項の規定により報告又は資料の提出の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めなければならない。
- 4 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定供給確保事業者に対し、認定供給確保計画の実施状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 5 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定金融機関に対し、供給確保促進業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定金融機関

の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、供給確保促進業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 6 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、安定供給確保支援法人の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、安定供給確保支援業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 7 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設委託管理者の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、施設委託管理業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 8 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 9 第五項から第七項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

(特定社会基盤役務基本指針)

第四十九条 政府は、基本方針に基づき、特定妨害行為（第五十二条第二項第二号ハに規定する特定妨害行為をいう。次項において同じ。）の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（以下この条において「特定社会基盤役務基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 特定社会基盤役務基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本的な方向に関する事項（特定妨害行為の具体的内容に関する事項を含む。）
 - 二 特定社会基盤事業者（次条第一項に規定する特定社会基盤事業者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
 - 三 特定社会基盤事業者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項
 - 四 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に当たって配慮すべき事項（次条第一項に規定する特定重要設備及び第五十二条第一項に規定する重要維持管理等を定める主務省令の立案に当たって配慮すべき事項を含む。）
 - 五 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な特定社会基盤事業者その他の関係者との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、特定社会基盤役務基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定により特定社会基盤役務基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、情報通信技術その他特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し知見を有する者の意見を聴くとともに、特定社会基盤役務に関する経済活動に与える影響に配慮しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特定社会基盤役務基本指針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、特定社会基盤役務基本指針の変更について準用する。

(特定社会基盤事業者の指定)

第五十条 主務大臣は、特定社会基盤事業（次に掲げる事業のうち、特定社会基盤役務（国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この項及び**第五十二条**において同じ。）の提供を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この章及び**第八十六条第二項**において同じ。）を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。以下この章及び**第九十二条第一項**において同じ。）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる。

- 一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）**第二条第一項第十六号**に規定する電気事業
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）**第二条第十一項**に規定するガス事業
- 三 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）**第二条第五項**に規定する石油精製業及び**同条第九項**に規定する石油ガス輸入業
- 四 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）**第三条第二項**に規定する水道事業及び**同条第四項**に規定する水道用水供給事業
- 五 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）**第二条第二項**に規定する第一種鉄道事業
- 六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）**第二条第二項**に規定する一般貨物自動車運送事業
- 七 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）**第二条第六項**に規定する貨物定期航路事業及び**同条第八項**に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの

- 八 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）**第三条第一号**に規定する一般港湾運送事業
 - 九 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）**第二条第十九項**に規定する国際航空運送事業及び**同条第二十項**に規定する国内定期航空運送事業
 - 十 空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）**第二条**に規定する空港をいう。以下この号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）**第二条第六項**に規定する公共施設等運営事業
 - 十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）**第二条第四号**に規定する電気通信事業
 - 十二 放送事業のうち、放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）**第二条第二号**に規定する基幹放送を行うもの
 - 十三 郵便事業
 - 十四 金融に係る事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 銀行法**第二条第二項各号**に掲げる行為のいずれかを行う事業
 - ロ 保険業法（平成七年法律第五十号）**第二条第一項**に規定する保険業
 - 八 金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号）**第二条第十七項**に規定する取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業、**同条第二十八項**に規定する金融商品債務引受業及び**同法第二十八条第一項**に規定する第一種金融商品取引業
 - 二 信託業法（平成十六年法律第五十四号）**第二条第一項**に規定する信託業
 - ホ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）**第二条第二十項**に規定する資金清算業及び**同法第三条第五項**に規定する第三者型前払式支払手段（**同法第四条各号**に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業
 - ハ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）**第三十四条**に規定する業務を行う事業及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）**第三十四条**に規定する業務を行う事業
 - ト 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）**第三条第一項**に規定する振替業
 - チ 電子記録債権法（平成十九年法律第二百号）**第五十一条第一項**に規定する電子債権記録業
 - 十五 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）**第二条第三項**に規定する包括信用購入あっせんの業務を行う事業
- 2 主務大臣は、特定社会基盤事業者を指定したときは、その旨を当該指定を受けた者に通知するとともに、当該指定を受けた者の名称及び住所、当該指定に係る特定社会基盤事業の種類並びに当該指定をした日を公示しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

3 特定社会基盤事業者は、その名称又は住所を変更するときは、変更する日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(指定の解除)

第五十一条 主務大臣は、特定社会基盤事業者が前条第一項の主務省令で定める基準に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

(特定重要設備の導入等)

第五十二条 特定社会基盤事業者は、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合（当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合（当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。）を除く。）又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作（当該特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものに限る。以下この章及び第九十二条第一項において「重要維持管理等」という。）を行わせる場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、他の事業者から特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない。

2 導入等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定重要設備の概要

二 特定重要設備の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ 導入の内容及び時期

□ 特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの

八 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。）の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの

三 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては、次に掲げる事項

イ 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

□ 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項として主務省令で定めるもの

八 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項

3 第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者は、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない。ただし、主務大臣は、当該導入若しくは重要維持管理等の委託の規模、性質等に照らし次項の規定による審査が必要ないと認めるとき、又は同項の規定による審査をした結果、その期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいとはいえないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による導入等計画書の届出があった場合において、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいかどうかを審査するため又は第六項の規定による勧告若しくは第十項の規定による命令をするため必要があると認めるときは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

5 主務大臣は、前項の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長した期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいとはいえないと認めるときは、当該延長した期間を短縮することができる。

6 主務大臣は、第四項の規定による審査をした結果、第一項の規定により届け出られた導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該導入等計画書の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又はこれらを中止すべきことを勧告することができる。ただし、当該勧告をすることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日（第四項の規定による延長をした場合にあっては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

7 前項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあってはその理由を通知しなければならない。

8 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行

い、若しくは重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならない。

9 第七項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、第三項又は第四項の規定にかかわらず、第一項の規定による導入等計画書の届出をした日から起算して三十日（第四項の規定による延長がされた場合にあっては、当該延長がされた期間の満了する日）を経過しなくても、前項の規定により届け出た導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせることができる。

10 第六項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、第七項の規定による通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であって当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる。ただし、当該変更を加えた導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる期間は、第一項の規定による導入等計画書の届出を受理した日から起算して三十日を経過する日（第四項の規定による延長をした場合にあっては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

11 特定社会基盤事業者は、第一項ただし書に規定する場合において特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、同項の主務省令で定める書類を添付して、第二項各号に掲げる事項を記載した当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する届出書（第五十四条第五項及び第五十五条第二項において「緊急導入等届出書」という。）を主務大臣に届け出なければならない。

（特定重要設備の導入等に関する経過措置）

第五十三条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する限り、適用しない。

2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となった設備、機器、装置又はプログラムについては、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となった日から六月間は、適用しない。

3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となった維持管理又は操作については、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となった日から六月間は、適用しない。

（導入等計画書の変更等）

第五十四条 特定社会基盤事業者は、第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書

（この法律の規定による変更をしたときは、その変更後のもの。以下この条及び次条第一項において同じ。）に係る特定重要設備の導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に第五十二条第二項各号に掲げる事項につき主務省令で定める重要な変更をする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該導入等計画書の変更の案を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、当該変更をすることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない。

2 第五十二条第二項から第十項までの規定は、前項の規定による変更の案の届出について準用する。

3 特定社会基盤事業者は、第一項ただし書に規定する場合において同項の規定による変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、同項の主務省令で定める書類を添付して、当該変更の内容を記載した導入等計画書を主務大臣に届け出なければならない。

4 特定社会基盤事業者は、第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行う前若しくは重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に同条第二項各号に掲げる事項につき変更（第一項の規定による変更及び主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、又は当該導入を行った後に同条第二項第二号八に掲げる事項につき主務省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該変更の内容を主務大臣に報告しなければならない。

5 前各項の規定は、第五十二条第十一項の規定により届け出た緊急導入等届出書（この法律の規定による変更をしたときは、その変更後のもの。次条第二項において同じ。）に係る特定社会基盤事業者について準用する。この場合において、第一項中「導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは」とあり、及び前項中「導入を行う前若しくは重要維持管理等を行わせる前若しくは」とあるのは、「重要維持管理等を」と読み替えるものとする。

（特定重要設備の導入等後等の勧告及び命令）

第五十五条 主務大臣は、第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者が前三条の規定により当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うことができることとなった後又は行った後、国際情勢の変化その他の事情の変更により、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれが大きいと認めるに至ったときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該特定重要設備の検査又は点検の実施、当該特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 主務大臣は、**第五十二条第十一項**の規定による緊急導入等届出書の届出をした特定社会基盤事業者が**前三条**の規定により当該緊急導入等届出書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うことができることとなった後又は行った後、当該緊急導入等届出書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれ大きいと認めるに至ったときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該特定重要設備の検査又は点検の実施、当該特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 **第五十二条第七項、第八項及び第十項**（ただし書を除く。）の規定は、**前二項**の規定による勧告について準用する。

（勧告及び命令の手續等）

- 第五十六条** 主務大臣は、**第五十二条第六項**（**第五十四条第二項**（**同条第五項**において準用する場合を含む。以下この条において同じ。））において準用する場合を含む。**次項**及び**第五十八条第二項**において同じ。）若しくは**前条第一項**若しくは**第二項**の規定による勧告又は**第五十二条第十項**（**第五十四条第二項**及び**前条第三項**において準用する場合を含む。以下この章及び**第八十八条**において同じ。）の規定による命令をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 2 **第五十二条第六項から第十項まで、前条及び前項**に定めるもののほか、**第五十二条第四項**（**第五十四条第二項**において準用する場合を含む。**第八十八条**において同じ。）の規定による延長、**第五十二条第五項**（**第五十四条第二項**において準用する場合を含む。）の規定による短縮、**第五十二条第六項並びに前条第一項及び第二項**の規定による勧告並びに**第五十二条第十項**の規定による命令の手續その他これらに関し必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣の責務）

- 第五十七条** 主務大臣は、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為の防止に資する情報を提供するよう努めるものとする。

（報告徴収及び立入検査）

- 第五十八条** 主務大臣は、**第五十条第一項**の規定による指定を行うために必要な限度において、特定社会基盤事業を行う者に対し、当該特定社会基盤事業に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 主務大臣は、**第五十一条、第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第一項及び第二項**の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 **前項**の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 **第二項**の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提出等の要求）

- 第五十九条** 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、内閣総理大臣、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第四章 特定重要技術の開発支援

（特定重要技術研究開発基本指針）

- 第六十条** 政府は、基本方針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（以下この章において「特定重要技術研究開発基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 特定重要技術研究開発基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事項
 - 二 **第六十二条第一項**に規定する協議会の組織に関する基本的な事項
 - 三 **第六十三条第一項**に規定する指定基金の指定に関する基本的な事項
 - 四 **第六十四条第一項**に規定する調査研究の実施に関する基本的な事項
 - 五 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に当たって配慮すべき事項
 - 六 **前各号**に掲げるもののほか、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、**前項**の規定により特定重要技術研究開発基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢及び研究開発の動向その他特定重要技術の開発支援に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、**第三項**の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特定重要技術研究開発基本指針を公表しなければならない。
- 6 **前三項**の規定は、特定重要技術研究開発基本指針の変更について準用する。

（国の施策）

- 第六十一条** 国は、特定重要技術（将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術（**第六十四条第二項第一号**及び**第二号**において「先端的技術」という。）のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に

利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この章において同じ。）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協議会)

第六十二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。次条第一項及び第二項において「活性化法」という。）第十二条第一項の規定による国の資金により行われる研究開発等（以下この条及び次条第四項において「研究開発等」という。）に関して当該資金を交付する各大臣（以下この条及び第八十七条第一項において「研究開発大臣」という。）は、当該研究開発等により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意を得て、当該者及び当該研究開発大臣により構成される協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 研究開発大臣は、協議会を組織するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。
- 3 第一項の規定により協議会を組織する研究開発大臣は、必要と認めるときは、協議会に、国の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、特定重要技術調査研究機関（第六十四条第三項に規定する特定重要技術調査研究機関をいう。第六項において同じ。）その他の研究開発大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。
- 4 協議会は、第一項の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。
 - 一 当該特定重要技術の研究開発に有用な情報の収集、整理及び分析に関する事項
 - 二 当該特定重要技術の研究開発の効果的な促進のための方策に関する事項
 - 三 当該特定重要技術の研究開発の内容及び成果の取扱いに関する事項
 - 四 当該特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な事項
- 5 協議会の構成員は、前項の協議の結果に基づき、特定重要技術の研究開発に関する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。
- 6 協議会は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員又は特定重要技術調査研究機関（当該協議会の構成員であるものを除く。以下この項において同

じ。）に対し、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関し必要な資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員及び当該特定重要技術調査研究機関は、その求めに応じるよう努めるものとする。

- 7 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(指定基金)

第六十三条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、活性化法第二十七条の二第一項に規定する基金のうち特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、財務大臣、当該指定基金に係る資金配分機関（活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。）を所管する大臣（第四項及び第八十七条第一項において「指定基金所管大臣」という。）その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 国は、予算の範囲内において、指定基金に充てる資金を補助することができる。
- 4 指定基金所管大臣は、内閣総理大臣と共同して、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者、当該指定基金所管大臣及び内閣総理大臣により構成される協議会（次項において「指定基金協議会」という。）を組織するものとする。
- 5 前条第三項から第八項までの規定は、指定基金協議会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「次条第四項」と、同条第三項中「研究開発大臣」とあるのは「指定基金所管大臣及び内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

(調査研究)

第六十四条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために必要な調査及び研究（次項及び第三項において「調査研究」という。）を行うものとする。

- 2 内閣総理大臣は、調査研究の全部又は一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして次に掲げる基準に適合する者（法人に限る。）に委託することができる。
 - 一 先端的技術に関する内外の社会経済情勢及び研究開発の動向の専門的な調査及び研究を行う能力を有すること。
 - 二 先端的技術に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。

三 内外の科学技術に関する調査及び研究を行う機関、科学技術に関する研究開発を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること。

四 情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

3 関係行政機関の長は、前項の規定による委託を受けた者（次項において「特定重要技術調査研究機関」という。）からの求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行うことができる。

4 特定重要技術調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五章 特許出願の非公開

（特許出願非公開基本指針）

第六十五条 政府は、基本方針に基づき、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面（以下この章において「明細書等」という。）に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置（以下この条において「特許出願の非公開」という。）に関する基本指針（以下この条において「特許出願非公開基本指針」という。）を定めるものとする。

2 特許出願非公開基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特許出願の非公開に関する基本的な方向に関する事項

二 次条第一項の規定に基づき政令で定める技術の分野に関する基本的な事項

三 保全指定（第七十条第二項に規定する保全指定をいう。次条第一項及び第六十七条において同じ。）に関する手続に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特許出願の非公開に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、特許出願非公開基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により特許出願非公開基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業技術その他特許出願の非公開に関し意見を有する者の意見を聴くとともに、産業活動に与える影響に配慮しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特許出願非公開基本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、特許出願非公開基本指針の変更について準用する。

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ

が大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあっては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2 特許出願人から、特許出願とともに、その明細書等に記載した発明が公にされることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものであるとして、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、保全審査に付することを求める旨の申出があったときも、前項と同様とする。過去にその申出をしたことにより保全審査に付され、次条第九項の規定による通知を受けたことがある者又はその者から特許を受ける権利を承継した者が当該通知に係る発明を明細書等に記載した特許出願をしたと認められるときも、同様とする。

3 特許庁長官は、第一項本文又は前項の規定による送付をしたときは、その送付をした旨を特許出願人に通知するものとする。

4 第一項に規定する特許出願が次の表の上欄に掲げる特許出願である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該特許出願の日」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日（当該特許出願が同表の上欄に掲げる区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める日のうち最も遅い日）とする。

特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願	当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日（同条第四項又は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場合にあっては、同条第七項の規定にかかわらず、当該翻訳文が現に提出された日）
特許法第三十八条の三第一項に規定する方法によりした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に関する書類が提出された日

特許法第三十八条の四第四項ただし書の場合（同条第五項に規定する場合を除く。）における同条第二項の補完をした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日
特許法第四十四条第一項に規定する新たな特許出願	当該特許出願に係る特許法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割の日
特許法第四十六条第一項の規定による出願の変更に係る特許出願	当該特許出願に係る特許法第四十六条第一項の規定による出願の変更の日

- 5 特許法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願については、第一項本文又は第二項の規定は、適用しない。
- 6 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をするかどうかを判断するため必要があると認めるときは、特許出願人に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
- 7 特許庁長官が第一項本文若しくは第二項の規定による送付をする場合に該当しないと判断し、若しくは当該送付がされずに第一項本文に規定する期間が経過するまでの間又は内閣総理大臣が第七十一条若しくは第七十七条第二項の規定による通知をするまでの間は、特許法第四十九条、第五十一条及び第六十四条第一項の規定は、適用しない。
- 8 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をしてから第七十条第一項又は第七十一条の規定による通知を受けるまでの間に特許出願の放棄又は取下げがあったときは、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。第一項本文又は第二項の規定による送付をしてから第七十一条又は第七十七条第二項の規定による通知を受けるまでの間に特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による承継の届出があったときも、同様とする。
- 9 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をしてから第七十条第一項又は第七十一条の規定による通知を受けるまでの間に特許出願を却下するときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
- 10 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をする場合に該当しないと判断した場合において、特許出願人から内閣府令・経済産業省令で定めるところにより申出があったときは、これらの規定による送付をしない旨の判断をした旨を特許出願人に通知するものとする。
- 11 第一項の規定は、同項の規定に基づく政令の改正により新たに同項本文に規定する発明に該当することとなった発明を明細書等に記載した特許出願であって、その改正の際現

に特許庁に係属しているものについては、適用しない。

（内閣総理大臣による保全審査）

- 第六十七条** 内閣総理大臣は、前条第一項本文又は第二項の規定により特許出願に係る書類の送付を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特許出願に係る明細書等に公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全（当該情報が外部に流出しないようにするための措置をいう。第七十条第一項において同じ。）をすることが適当と認められるかどうかについての審査（以下この章において「保全審査」という。）をするものとする。
- 2 内閣総理大臣は、保全審査のため必要があると認めるときは、特許出願人その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、保全審査をするに当たっては、必要な専門的知識を有する国の機関に対し、保全審査に必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定により十分な資料又は情報が得られないときは、国の機関以外の専門的知識を有する者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合においては、当該専門的知識を有する者に発明の内容が開示されることにより特許出願人の利益が害されないよう、当該専門的知識を有する者の選定について配慮しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により国の機関以外の専門的知識を有する者に対し必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めるに当たり、必要があると認めるときは、その者（補助者の使用の申出がある場合には、その者及びその補助者。以下この項において同じ。）に明細書等に記載されている発明の内容を開示することができる。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、第八項の規定の適用を受けることについて説明した上、当該開示を受けることについての同意を得なければならない。
- 6 内閣総理大臣は、保全指定をするかどうかの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定により協議を受けた関係行政機関の長について準用する。この場合において、第四項中「前項の規定により十分な資料又は情報が得られないとき」とあるのは、「第六項の規定による協議に応ずるための十分な資料又は情報を保有していないとき」と読み替えるものとする。
- 8 保全審査に関与する国の機関の職員及び第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定により発明の内容の開示を受けた者は、正当な理由がなく、当該発明の内容に係る秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

9 内閣総理大臣は、保全指定をしようとする場合には、特許出願人に対し、内閣府令で定めるところにより、**第七十条第一項**に規定する保全対象発明となり得る発明の内容を通知するとともに、特許出願を維持する場合には次に掲げる事項について記載した書類を提出するよう求めなければならない。

一 当該通知に係る発明に係る情報管理状況

二 特許出願人以外に当該通知に係る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者がある場合にあっては、当該事業者

三 **前二号**に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

10 特許出願人は、特許出願を維持する場合には、**前項**の規定による通知を受けた日から十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、**同項**に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

11 内閣総理大臣は、**前項**の規定により提出された書類の記載内容が相当でないと認めるときは、特許出願人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保全審査中の発明公開の禁止)

第六十八条 特許出願人は、**前条第九項**の規定による通知を受けた場合は、**第七十条第一項**又は**第七十一条**の規定による通知を受けるまでの間は、当該**前条第九項**の規定による通知に係る発明の内容を公開してはならない。ただし、特許出願を放棄し、若しくは取り下げ、又は特許出願が却下されたときは、この限りでない。

(保全審査の打ち切り)

第六十九条 内閣総理大臣は、特許出願人が**第六十七条第十項**に規定する期間内に**同条第九項**に規定する書類を提出せず、若しくは**同条第十一項**の規定により定められた期間内に**同項**の規定による補正を行わなかったとき、**前条**の規定に違反したと認めるとき、又は不当な目的のみだりに**第六十六条第二項**前段の規定による申出をしたと認めるときは、保全審査を打ち切ることができる。

2 内閣総理大臣は、**前項**の規定により保全審査を打ち切るときは、あらかじめ、特許出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

3 内閣総理大臣は、**第一項**の規定により保全審査を打ち切ったときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

4 特許庁長官は、**前項**の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。

(保全指定)

第七十条 内閣総理大臣は、保全審査の結果、**第六十七条第一項**に規定する明細書等に公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認

めたときは、内閣府令で定めるところにより、当該発明を保全対象発明として指定し、特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、**前項**の規定による指定（以下この章及び**第八十八条**において「保全指定」という。）をするときは、当該保全指定の日から起算して一年を超えない範囲内においてその保全指定の期間を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、保全指定の期間（この項の規定により保全指定の期間を延長した場合には、当該延長後の期間。以下この章において同じ。）が満了する日までに、保全指定を継続する必要があるかどうかを判断しなければならない。この場合において、継続する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、一年を超えない範囲内において保全指定の期間を延長することができる。

4 **第六十七条第二項**から**第八項**までの規定は、**前項**前段の規定による判断をする場合について準用する。この場合において、**同条第四項**中「発明」とあり、及び**同条第五項**中「明細書等に記載されている発明」とあるのは「**第七十条第一項**に規定する保全対象発明」と、**同条第八項**中「規定により発明」とあるのは「規定により**第七十条第一項**に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

5 内閣総理大臣は、**第三項**後段の規定による延長をしたときは、その旨を**第一項**の規定による通知を受けた特許出願人（通知後に特許を受ける権利の移転があったときは、その承継人。以下この章において「指定特許出願人」という。）及び特許庁長官に通知するものとする。

(保全指定をしない場合の通知)

第七十一条 内閣総理大臣は、保全審査の結果、保全指定をする必要がないと認めるときは、その旨を特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

(特許出願の取下げ等の制限)

第七十二条 指定特許出願人は、**第七十七条第二項**の規定による通知を受けるまでの間は、特許出願を放棄し、又は取り下げることができない。

2 指定特許出願人は、**第七十七条第二項**の規定による通知を受けるまでの間は、**実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十条第一項**及び**意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第十三条第一項**の規定にかかわらず、特許出願を実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更することができない。

(保全対象発明の実施の制限)

第七十三条 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であって当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、当該保全対象発明の実施（**特許法第二条第三項**に規定する実施をいう。以下この章及び**第九十二条第一項第六号**において同じ。）をしてはならない。ただ

し、指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による許可を受けようとする指定特許出願人は、許可を受けようとする実施の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項ただし書の規定による許可の申請に係る実施により同項本文に規定する者以外の者が保全対象発明の内容を知るおそれがないと認めるときその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止の観点から内閣総理大臣が適当と認めるときは、同項ただし書の規定による許可をするものとする。
- 4 第一項ただし書の規定による許可には、保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要な条件を付することができる。
- 5 第六十七条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、第一項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは「第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。
- 6 内閣総理大臣は、指定特許出願人が第一項の規定又は第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をしたと認める場合であって、特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び指定特許出願人に通知するものとする。指定特許出願人が第七十五条第一項に規定する措置を十分に講じていなかったことにより、指定特許出願人以外の者が第一項の規定又は第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をした場合も、同様とする。
- 7 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をするときは、あらかじめ、指定特許出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。
- 8 特許庁長官は、第六項の規定による通知を受けた場合には、第七十七条第二項の規定による通知を待って、特許出願を却下するものとする。

(保全対象発明の開示禁止)

第七十四条 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であって当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、正当な理由がある場合を除き、保全対象発明の内容を開示してはならない。

- 2 内閣総理大臣は、指定特許出願人が前項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示したと認める場合であって、特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び指定特許出願人に通知するものとする。指定特許出願人が次条第一項に規定

する措置を十分に講じていなかったことにより、指定特許出願人以外の者が前項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示した場合も、同様とする。

- 3 前条第七項及び第八項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(保全対象発明の適正管理措置)

第七十五条 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者（以下この章において「発明共有事業者」という。）をして、その措置を講じさせなければならない。

- 2 発明共有事業者は、指定特許出願人の指示に従い、前項に規定する措置を講じなければならない。

(発明共有事業者の変更)

第七十六条 指定特許出願人は、第六十七条第九項第二号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載した事業者以外の事業者に新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めるときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- 2 指定特許出願人は、前項の場合を除き、発明共有事業者に保全対象発明に係る情報の取扱いを認めることをやめたときその他発明共有事業者について変更が生じたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その変更の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(保全指定の解除等)

第七十七条 内閣総理大臣は、保全指定を継続する必要がないと認めるときは、保全指定を解除するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により保全指定を解除したとき、又は保全指定の期間が満了したときは、その旨を指定特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。
- 3 第六十七条第二項から第八項までの規定は、第一項の規定により保全指定を解除する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは「第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であって公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出

願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。)をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をした場合であって、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき(第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。)、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき(当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。)及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

- 2 指定特許出願人に対する前項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項本文に規定する発明」とあるのは、「第六十六条第一項本文に規定する発明(第七十条第一項の規定による通知を受けた特許出願に係る明細書等に記載された発明にあっては、保全対象発明)」とする。
- 3 第一項ただし書に規定する特許出願が次の表の上欄に掲げる特許出願である場合における同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該特許出願の日」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日(当該特許出願が同表の上欄に掲げる区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める日のうち最も遅い日)とする。

特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願	当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日(同条第四項又は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場合にあるときは、同条第七項の規定にかかわらず、当該翻訳文が現に提出された日)
特許法第三十八条の三第一項に規定する方法によりした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に関する書類が提出された日
特許法第三十八条の四第四項ただし書の場合(同条第五項に規定する場合を除く。)における同条第二項の補完をした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日

特許法第四十六条第一項の規定による出願の変更に係る特許出願	当該特許出願に係る特許法第四十六条第一項の規定による出願の変更の日
-------------------------------	-----------------------------------

- 4 特許庁長官は、特許法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願を受けた場合において、当該特許出願に係る明細書等に第六十六条第一項本文に規定する発明が記載されているときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、特許庁長官が第六十六条第三項の規定による通知をした特許出願人(通知後に特許を受ける権利の移転があったときは、その承継人を含む。)が第一項の規定に違反して外国出願をしたと認める場合又は前項の規定による通知に係る国際出願が第一項の規定に違反するものであると認める場合であって、当該特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び特許出願人に通知するものとする。
- 6 第七十三条第七項の規定は、前項の規定による通知について準用する。
- 7 特許庁長官は、第五項の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。ただし、その特許出願が保全指定がされたものである場合にあっては、前条第二項の規定による通知を待って、特許出願を却下するものとする。

(外国出願の禁止に関する事前確認)

第七十九条 第六十六条第一項本文に規定する発明に該当し得る発明を記載した外国出願をしようとする者は、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に対し、その外国出願が前条第一項の規定により禁止されるものかどうかについて、確認を求めることができる。

- 2 特許庁長官は、前項の規定による求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が第六十六条第一項本文に規定する発明に該当しないときは、遅滞なく、その旨を当該求めをした者に回答するものとする。
- 3 特許庁長官は、第一項の規定による求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が第六十六条第一項本文に規定する発明に該当するときは、遅滞なく、内閣総理大臣に対し、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかかどうかにつき確認を求めものとする。この場合において、当該確認を求められた内閣総理大臣は、遅滞なく、特許庁長官に回答するものとする。
- 4 特許庁長官は、前項の規定により回答を受けたときは、遅滞なく、第一項の規定による求めをした者に対し、当該求めに係る発明が第六十六条第一項本文に規定する発明に該当する旨及び当該回答の内容を回答するものとする。
- 5 第一項の規定により確認を求めようとする者は、手数料として、一件につき二万五千円を超えない範囲内で政令で定める額を国に納付しなければならない。

- 6 前項の規定による手数料の納付は、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、収入印紙をもってしなければならない。ただし、内閣府令・経済産業省令で定める場合には、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。
- 7 前条第一項の規定の適用の有無については、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七条の規定は、適用しない。

（損失の補償）

- 第八十条** 国は、保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）について、第七十三条第一項ただし書の規定による許可を受けられなかったこと又は同条第四項の規定によりその許可に条件を付されたことその他保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にこれを請求しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による請求があったときは、補償すべき金額を決定し、これを当該請求者に通知しなければならない。
- 4 第六十七条第二項から第四項まで及び第五項前段の規定（保全指定の期間内にあっては、これらの規定のほか、同項後段及び第八項の規定）は、内閣総理大臣が前項の規定による決定をする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは「第七十条第一項に規定する保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）」と、「当該発明」とあるのは「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。
- 5 第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。
- 6 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（後願者の通常実施権）

- 第八十一条** 指定特許出願人であって、保全指定がされた他の特許出願について出願公開がされた日前に、第六十六条第七項の規定により当該出願公開がされなかったため、自己の特許出願に係る発明が特許法第二十九条の二の規定により特許を受けることができないものであることを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合における当該他の特許出願に係る特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。
- 2 前項に規定する他の特許出願に係る特許権又は専用実施権を有する者は、同項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（特許法等の特例）

- 第八十二条** 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願について、特許庁長官が第六十九条第四項、第七十三条第八項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十八条第七項の規定によりその優先権の主張の基礎とした特許出願を却下した場合には、当該優先権の主張は、その効力を失うものとする。
- 2 保全指定がされた特許出願を基礎とする特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願がされた場合における同法第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは、「経済産業省令で定める期間を経過した時又は当該先の出願について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十七条第二項の規定による通知を受けた時のうちいずれか遅い時」とする。
- 3 保全指定がされた場合における特許法第四十八条の三第一項の規定の適用については、同項中「その日から三年以内に」とあるのは、「その日から三年を経過した日又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十七条第二項の規定による通知を受けた日から三月を経過した日のうちいずれか遅い日まで」とする。
- 4 保全指定がされた場合における特許法第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる期間」とあるのは、「次の各号に掲げる期間及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定による通知を受けた日から同法第七十七条第二項の規定による通知を受けた日までの期間」とする。
- 5 特許庁長官は、実用新案法第五条第一項の規定による実用新案登録出願を受けた場合において、当該実用新案登録出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に保全対象発明が記載されているときは、同法第十四条第二項の規定にかかわらず、その保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了するまで、同項の規定による実用新案権の設定の登録をしてはならない。
- （勸告及び改善命令）
- 第八十三条** 内閣総理大臣は、指定特許出願人又は発明共有事業者が第七十五条の規定に違反した場合において保全対象発明に係る情報の漏えいを防ぐため必要があると認めるときは、当該者に対し、同条第一項に規定する措置をとるべき旨を勸告することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勸告を受けた者が正当な理由がなくその勸告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前二項の規定にかかわらず、指定特許出願人又は発明共有事業者が第七十五条の規定に違反した場合において保全対象発明の漏えいのおそれが切迫していると

認めるときは、当該者に対し、[同条第一項](#)に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第八十四条 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定特許出願人及び発明共有事業者に対し、保全対象発明の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該者の事務所その他必要な場所に立ち入り、保全対象発明の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 [前項](#)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 [第一項](#)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(送達)

第八十五条 この章に規定する手続に関し、送達をすべき書類は、内閣府令・経済産業省令で定める。

2 [特許法第九十条から第九十二条](#)までの規定は、[前項](#)の送達について準用する。

第六章 雑則

(主務大臣等)

第八十六条 [第二章](#)における主務大臣は、特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。ただし、[次の各号](#)に掲げる規定における主務大臣は、当該各号に定める大臣とする。

- 一 [第二章第三節](#)及び[第四十八条第五項](#)の規定 内閣総理大臣及び財務大臣
 - 二 [第三十条](#)及び[第四十八条第二項](#)の規定 特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣
 - 三 [第二章第六節](#) ([第三十四条第六項](#)を除く。) 及び[第四十八条第六項](#)の規定 内閣総理大臣及び特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣
 - 四 [第二章第七節](#)の規定 別表に掲げる独立行政法人を所管する大臣 (特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣に限る。)
 - 五 [第四十六条](#)及び[第四十八条第一項](#)の規定 物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣
- 2 [第三章](#)における主務大臣は、特定社会基盤事業を所管する大臣とする。
- 3 [第二章](#)及び[第三章](#)における主務省令は、[前二項](#)に定める主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第八十七条 この法律に規定する主務大臣、研究開発大臣及び指定基金所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限 (金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。) を金融庁長官に委任する。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、[前項](#)の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(行政手続法の適用除外)

第八十八条 [第五十二条第四項](#)の規定による延長、[同条第十項](#)の規定による命令、保全指定、[第七十条第三項](#)後段の規定による延長、[第七十三条第一項](#)ただし書の規定による許可及び[第七十六条第一項](#)の規定による承認については、[行政手続法](#) ([平成五年法律第八十八号](#)) [第二章](#)及び[第三章](#)の規定は、適用しない。

(経過措置)

第八十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

(国際約束の誠実な履行)

第九十条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない。

(命令への委任)

第九十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、命令で定める。

第七章 罰則

第九十二条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 [第五十二条第一項](#)又は[第五十四条第一項](#) ([同条第五項](#)において準用する場合を含む。) の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして、特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたとき。
- 二 [第五十二条第三項](#) ([第五十四条第二項](#) ([同条第五項](#)において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) の規定に違反して[第五十二条第三項](#)本文に規定する期間 ([同条第四項](#) ([第五十四条第二項](#)において準用する場合を含む。) の規定により延長され、又は[第五十二条第三項](#)ただし書若しくは[同条第五項](#) (これらの規定を[第五十四条第二項](#)において準用する場合を含む。) の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間) 中に特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたとき。
- 三 [第五十二条第八項](#) ([第五十四条第二項](#)及び[第五十五条第三項](#)において準用する場合を含む。) の規定に違反して特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたとき。

四 第五十二条第十項（第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十二条第十一項又は第五十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第七十三条第一項の規定又は同条第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をしたとき。

七 偽りその他不正の手段により第七十三条第一項ただし書の規定による許可又は第七十六条第一項の規定による承認を受けたとき。

八 第七十四条第一項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示したとき。

2 前項第六号及び第八号の罪の未遂は、罰する。

3 第一項第六号及び第八号の罪は、日本国外においてこれらの号の罪を犯した者にも適用する。

第九十三条 第四十八条第一項の規定による報告又は資料の提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 第七十八条第一項の規定に違反して外国出願をしたとき（第九十二条第一項第八号に該当するときは除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条、第六十二条第七項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第四項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

二 第六十七条第八項（第七十条第四項、第七十三条第五項、第七十七条第三項及び第八十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者（第九十二条第一項第六号又は第八号に該当する違反行為をした者を除く。）

2 前項第二号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条又は第三十八条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第二十二条第一項の規定による届出をせず、供給確保促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四十条第一項の規定による許可を受けないで安定供給確保支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

四 第四十八条第四項又は第五十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

五 第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第五十条第三項の規定による届出をせず、名称若しくは住所を変更し、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第九十二条第一項各号、第九十四条第一項又は前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一 第十五条第二項の規定による認可を受けないで供給確保促進円滑化業務実施方針を定め、又は変更したとき。

二 第十九条第二項の規定による認可を受けないで同条第一項の協定を締結し、又は変更したとき。

第九十九条 第三十四条第四項又は第四十三条第三項において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反して安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金を運用したときは、その違反行為をした安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条並びに附則第三条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第四十九条及び第六十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第五十条、第五十一条、第五十八条、第五十九条、第八十六条第二項及び第三項（第三章に係る部分に限る。）、第九十六条第四号（第五十八条第一項に係る部分に限る。）、第五号（第五十八条第二項に係る部分に限る。）及び第六号並びに第九十七条（第九十六条第四号（第五十八条第一項に係る部分に限る。）、第五号（第五十八条第一項

二項に係る部分に限る。)及び第六号に係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第五十二条から第五十七条まで、第八十八条（第五章に係る部分を除く。）、第九十二条（第一項第四号（第八十三条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第六号から第八号まで、第二項並びに第三項を除く。）、第九十六条第七号及び第九十七条（第九十二条第一項第一号から第三号まで、第四号（第八十三条第二項及び第三項に係る部分を除く。）及び第五号並びに第九十六条第七号に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第六十六条から第八十五条まで、第八十八条（第五章に係る部分に限る。）、第九十二条第一項第四号（第八十三条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第六号から第八号まで、第二項並びに第三項、第九十四条、第九十五条第一項第二号及び第二項、第九十六条第五号（第八十四条第一項に係る部分に限る。）、第九十七条（第九十二条第一項第四号（第八十三条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第六号から第八号まで、第九十四条第一項並びに第九十六条第五号（第八十四条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第六十六条第一項の規定は、前条第五号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第四十二条、第八十六条関係）

- 一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- 三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

令和7年4月1日 施行 現在施行

関税定率法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十六号）

Law RevisionID:143AC0000000054_20250401_507AC0000000016

明治四十三年法律第五十四号

関税定率法

（相殺関税）

第七条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。）及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税（以下この条において「相殺関税」という。）を課することができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

2 この条において「補助金」とは、補助金相殺措置協定第一条に規定する補助金のうち世界貿易機関協定附属書一Aの農業に関する協定第十三条の規定並びに補助金相殺措置協定第八条8・1及び8・2の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものをいう。

3 第一項の場合のほか、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物（第三号に掲げる貨物にあつては、条約の規定に違反して輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けているものに限る。）のうち、第十項の規定による措置（以下この項において「暫定措置」という。）がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、相殺関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる相殺関税の額は、第十項の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

- 一 その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物（暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。）（同号及び第三号に該当するものを除く。） 暫定措置がとられていた期間
- 二 第九項（第十五項、第二十一項及び第二十五項において準用し、並びに第二十一項の規定を第二十八項において準用する場合を含む。第十項及び第二十八項において同じ。）の規定により受諾された約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後第一項の規定による指定がされた日の前日までの期間
- 三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に回復することが困難な損害を与えたと認められる貨物で、本邦の産業に与える回復することが困難な損害の再発を防止するため相殺関税を課する必要があると認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日以後第一項の規定による指定がされた日の前日までの期間
- 4 前項の相殺関税は、当該相殺関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。
- 5 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し相殺関税を課することを求めることができる。
- 6 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。
- 7 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。
- 8 第六項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の供給国の当局又は輸出者は、政府に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める約束の申出（第二号に定める約束の申出にあつては、当該約束の申出について当該貨物の供給国の当局が同意している場合に限る。）をすることができる。
 - 一 当該調査に係る貨物の供給国の当局 当該貨物に係る補助金を撤廃し若しくは削減し、又は当該補助金の本邦の産業に及ぼす影響を除去するための適当と認められる措置をとる旨の約束
 - 二 当該調査に係る貨物の輸出者 当該貨物に係る補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束

- 9 政府は、前項各号に定める約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の供給国の当局が第六項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。
- 10 政府は、第六項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠（前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報）により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、第三項の規定により課されるべき相殺関税を保全するため、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（四月以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該補助金の額に相当すると推定される額の担保の提供を命ずることができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。
- 11 政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第九項の規定により約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。
- 12 政府は、第六項の調査が終了したときは、第三項の規定により相殺関税を課する場合を除き、第十項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。同項の規定により提供された担保の額が第三項の規定により課される相殺関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。
- 13 第一項の規定により供給国を指定して相殺関税が課される場合において、指定貨物の供給者であつて第六項又は第十九項の調査の対象とならなかつたもの（以下この条において「調査対象外供給者」という。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される当該相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。
- 14 政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

- 15 第七項、第八項（第一号を除く。）及び第九項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第七項本文中「一年以内に」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替えるものとする。
- 16 第十四項の調査の対象となつた調査対象外供給者に係る貨物について、当該貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なること認められる場合は、政令で定めるところにより、当該調査対象外供給者に係る貨物について同項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することができる。
- 17 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される相殺関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される相殺関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。
- 一 当該指定貨物に係る補助金についての事情の変更
 - 二 当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更
- 18 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。
- 19 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第十七項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。
- 20 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。
- 21 第八項及び第九項の規定は、第十九項の調査が開始された場合について準用する。
- 22 第一項の規定により相殺関税が課されている場合において、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。
- 23 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損

害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

- 24 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。
- 25 第八項、第九項及び第二十項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。
- 26 第二十四項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。
- 27 第一項の規定により指定された期間を第十七項又は第二十二項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。
- 一 第十七項の規定により延長する場合 第十九項の調査が完了した日
 - 二 第二十二項の規定により延長する場合 第二十四項の調査が完了した日
- 28 第十七項から第二十一項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第九項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。
- 29 指定貨物の輸入者が納付した相殺関税の額が当該指定貨物の現実の補助金の額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する相殺関税の還付の請求をすることができる。
- 30 政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として相殺関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。
- 31 前項の調査は、第二十九項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。
- 32 関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第二十九項から前項までの規定により相殺関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第二十九項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。
- 33 前各項に定めるもののほか、相殺関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和二十三年法律第二百五号

医療法

第一章 総則

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

昭和二十三年法律第二百二十九号

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法

第四章 業務運営

第一節 業務

第十八条 機構は、[第一条](#)の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 保険者から委託された[健康保険法第二百五条の四第一項第二号](#)、[船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十三条の十第一項第二号](#)、[私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第一項第二号](#)、[国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百四十二条の二第一項第二号](#)、[国民健康保険法第一百三十三条の三第一項第一号](#)、[地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第一百四十四条の三十三第一項第二号](#)又は[高齢者の医療の確保に関する法律第六十五条の二第一項第一号](#)に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。
- 二 保険者から委託された[健康保険法第二百五条の四第一項第三号](#)、[船員保険法第一百五十三条の十第一項第三号](#)、[私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項第三号](#)、[国家公務員共済組合法第一百四十二条の二第一項第三号](#)、[国民健康保険法第一百三十三条の三第一項第二号](#)、[地方公務員等共済組合法第一百四十四条の三十三第一項第三号](#)又は[高齢者の医療の確保に関する法律第六十五条の二第一項第二号](#)に掲げる情報の利用又は提供に関する事務を行うこと。
- 三 保健事業等（[地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三十五条第二項](#)に規定する保健事業等をいう。次号において同じ。）に資するために行う次に掲げる処方箋（書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）の提供等に関する業務
- イ [地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第一項](#)の規定により処方箋の提供を受け、[同条第二項](#)の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、[同項](#)の規定により、患者又は現

にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第三項及び第五項の規定により情報の提供を受ける業務

□ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第一項の規定により提供を受けた処方箋に記録された情報並びに同条第三項及び第五項の規定により提供を受けた情報を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務

ハ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第四項の規定により、同項の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、当該者に対し同条第三項の規定により提供を受けた情報を提供する業務

ニ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第八項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、同条第六項又は第七項に規定する情報を提供する業務

ホ 薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなつた処方箋（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第二項の規定により提供されたものに限る。）を保管する業務

四 保健事業等に資するために行う次に掲げる電子診療録等情報（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の三第一項に規定する電子診療録等情報をいう。以下この号において同じ。）に関する業務

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の三第一項の規定により電子診療録等情報の提供を受け、同条第二項の規定に基づき国民が自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようにするとともに、同項の規定により、医師等（同項に規定する医師等をいう。以下この号において同じ。）の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧することができるようにする業務

□ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の三第一項の規定により提供を受けた電子診療録等情報を記録し、管理し、及び活用する業務

五 医療機関等が行う電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。）の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する事務を行うこと。

六 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する事務を行うこと。

七 診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。第四十二条において同じ。）に関する記録に係る情報その他の保健医療等関連情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の

促進並びにこれらのための情報基盤の整備及び運営に関する事務（前各号に掲げるものを除く。）を行うこと。

八 各保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあつては、市町村。以下この項において同じ。）から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。

九 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。

十 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があつた場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。

十一 前二号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。

十二 保険者から委託された医療保険各法等による保険給付の支給に関する事務（第八号から前号までに掲げるものを除く。）を行うこと。

十三 前各号の業務に附帯する業務

十四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項に定める業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十条の四第一項又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。

二 生活保護法第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（同法第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項（同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医

療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べること。

三 生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（同法第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第十九条の二十四第四項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項（同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うこと。

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の九又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの規定に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

3 機構は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の委託を受けて、国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。

4 機構は、前三項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、保険者、国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事とそれぞれ契約を締結するものとする。

5 機構は、第一項第七号に掲げる業務の運営に関する事項を定めるに当たっては、当該業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

6 機構は、第一項第十四号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

令和7年4月1日 施行 現在施行

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）

Law RevisionID:420AC0100000063_20250401_505AC0000000047

平成二十年法律第六十三号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

第二章 研究開発等の推進のための基盤の強化

第二節 若年研究者等の能力の活用等

（若年研究者等の能力の活用）

第十二条 国は、研究開発等の推進における若年者、女性及び外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である研究者等（以下「若年研究者等」という。）の能力の活用が研究開発能力の強化に極めて重要であることに鑑み、国の資金（国から研究開発法人に提供された資金その他の国の資金に由来する資金を含む。以下同じ。）により行われる研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用を図るとともに、研究開発法人、大学等及び民間事業者による若年研究者等の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び民間事業者は、その研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用を図るよう努めるものとする。

第三章 競争の促進等

（競争の促進）

第二十五条 国は、研究開発等に係る競争の促進を図るため、公募型研究開発（国の資金により行われる研究開発等であつて公募によるものをいう。以下同じ。）の更なる活用その他の研究開発機関相互間及び研究者等相互間の公正な競争の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、公募型研究開発の更なる活用に当たっては、研究開発等に係る競争の促進を図るとともに研究開発法人、大学等及び民間事業者の研究開発能力の積極的な活用並びに研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発等の目的に応じ、国及び民間事業者のそれぞれの資金を組み合わせで行われる研究開発等の方式、懸賞型研究開発方式（公募型研究開発の方式であつて、応募者のうち特に優れた成果を収めた者に賞金を交付するものをいう。）その他の研究開発等の方式の適切な活用に配慮しなければならない。

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発独立行政法人（研究開発法人のうち、独立行政法人であるものをいう。以下同じ。）のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附随する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
 - 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

別表第二（第二十七条の二関係）

- 一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 二 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 三 独立行政法人日本学術振興会
- 四 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 抄（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:423AC0000000039_20250601_504AC0000000068

平成二十三年法律第三十九号

株式会社国際協力銀行法

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
 - 第二章 役員及び職員（第六条—第十条）
 - 第三章 業務（第十一条—第十四条）
 - 第四章 財務及び会計（第十五条—第三十七条）
 - 第五章 雑則（第三十八条—第四十三条）
 - 第六章 罰則（第四十四条—第四十七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- 二 外国政府等 外国の政府、政府機関又は地方公共団体をいう。
- 三 銀行等 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。
- 四 特定目的会社等 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うも

のとして財務省令で定める法人をいう。

五 信託会社等 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社、同条第五項に規定する外国信託業者又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。

六 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であって、政令で定める業種に属する事業（以下「中小企業特定事業」という。）を営むもの（口の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの

七 新規企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 設立の日又は事業を開始した日以後の期間が十年未満の法人等（その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補完する必要性が低い法人等として財務省令で定めるものを除く。）

ロ イに掲げるもののほか、その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補完する必要性が特に高い法人等として財務省令で定めるもの

八 出資外国法人等 我が国の法人等の出資に係る外国の法人等（我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等を含む。）をいう。

九 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他財務大臣が定める外国の法人をいう。

十 特定外国法人 次のいずれかに該当する事業を行う外国の法人（外国金融機関等を除く。）をいう。

イ 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資又は技術の開発（物資にあっては、製造を含む。）に関する事業であって、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強^{じん}靱化又は我が国の法人等若しくは出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なものとして財務省令で定めるもの

ロ 情報通信技術を活用するための基盤の整備に関する事業その他の我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要な基盤の整備に関する事業として財

務省令で定めるもの

十一 公社債等 公債、社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権をいう。

十二 設備の輸出等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること。

ロ 設備並びにその部分品及び附属品で我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたもの並びに我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたその他の製品でその販売が海外の販売市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを海外で販売すること。

ハ 我が国の輸出入市場若しくは海外の販売市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供すること。

十三 重要物資の輸入等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資（設備を含む。）又は技術（ロにおいて「重要物資等」という。）を輸入し、又は受け入れること。

ロ 海外で生産され、又は開発された重要物資等を我が国の法人等又は出資外国法人等が外国における事業に使用するために当該外国に引き取り、又は受け入れること。

十四 債務の保証等 債務の保証（保証期間が一年を超えるものに限り、債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。）並びに相手方が金銭を支払い、これに対して株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）及び相手方があらかじめ定めたる者の信用状態に係る事由が発生した場合において会社が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権、公社債等その他の金銭債権を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。

十五 特定信託 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第一号に掲げる方法による信託（信託会社等との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。）、同条第三号に掲げる方法による信託又はこれらに準ずる行為をいう。

十六 協調融資 銀行等が会社とともに資金の貸付け（貸付けと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十二条並びに第三十三条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）を行うことをいう。

（株式の政府保有）

第三条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

（政府の出資）

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、**会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項**の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、**同条第一項**中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）」とする。

3 会社は、**第一項**の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、**第二十六条の二**に定める経理の区分に従い、**同条各号**に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

（名称の使用制限等）

第五条 会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。

2 **銀行法第六條第二項**の規定は、会社には適用しない。

第二章 役員及び職員

（役員等の選任及び解任等の決議）

第六条 会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員等の欠格条項）

第七条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、会社の役員等となることできない。

（役員等の兼職禁止）

第八条 会社の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、会社以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、財務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務）

第九条 会社の役員等、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。**次条**及び**第四十五条**において同じ。）及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

（役員等、会計参与及び職員の地位）

第十条 会社の役員等、会計参与及び職員は、**刑法（明治四十年法律第四十五号）**その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

（業務の範囲）

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。以下同じ。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、若しくは当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得し、又は特定外国法人に対して、その海外で行う事業（**第二条第十号イ及びロ**に掲げる事業に限る。）に必要な長期資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、若しくは当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

四の二 戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業その他の海外における復興又は開発に必要な事業を行う外国政府等その他の外国の法人等に対して、国際通貨基金その他の国際機関が当該事業に必要な長期資金の貸付けを行う場合において、当該資金に係る債務の保証等（国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処のために行うものに限る。）を行うこと。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために

必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

六 海外で事業を行う次に掲げる者に対して当該事業に必要な資金（口に掲げる者に対しては、海外で新たに行う事業に必要な資金に限る。）を出資し、又は専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で海外で事業を行う者に対し出資するものに対して当該事業に必要な資金を出資すること。

イ 外国の法人等

□ 我が国の新規企業者等又は中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

七 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

八 会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

九 前各号に掲げる業務（第七号に掲げる業務を除く。）に附帯する業務を行うこと。

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子（利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。

二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めるとき。

3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。

一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であって、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金

二 我が国の技術では十分な代替が困難であって、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金

4 前条第三号に掲げる業務のうち、短期資金に係るものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が行う事業の遂行のために同号に規定する資金（短期資金を除く。）の貸付けを行うことを会社が約している場合において、当該事業の遂行のために特に必要があると認められる資金の貸付けに限り、行うことができる。

5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸付けは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸付けを行う場合に限り、行うことができる。

6 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け（以下この号において「出資等」という。）により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。

二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け

□ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け（同号に規定する政令で定める場合に限る。）

八 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）

三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。

四 我が国の法人等がその直接又は間接に出資する出資外国法人等に対して当該出資外国法人等が行う次に掲げる事業に必要な資金の供与を行う場合において、当該法人等に対して当該供与に必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な原材料その他の物資の開発（製造を含む。）、輸送又は調達に関する事業

□ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な技術の開発に関する事業

八 我が国の法人等又は出資外国法人等が生産する製品の加工若しくは組立て又は輸送若しくは販売に関する事業

五 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

7 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。

8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であって、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。

- 一 国際通貨基金等（会社を除く。）による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合
- 二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合

9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき（当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。）。

二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合

三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その譲渡代金を当該事業に充てる場合において、当該金銭債権に係る債務の保証等を行うとき。

四 銀行等又は外国金融機関等が前条第三号に規定する資金の貸付けを外国通貨をもって行う場合において、当該銀行等又は外国金融機関等が行う当該資金に係るスワップ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。）に係る債務の保証等を行うとき。

10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第八号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。

一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等（償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の一部を取得する場合

二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合

三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合

四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合

五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等（銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。）を行うとき。

六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。

七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権（いずれも償還期限が一年を超えるものに限る。次号において同じ。）を取得する場合

八 新規企業者等又は我が国の中小企業者等が海外における事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権を取得する場合

11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあつては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

- 一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
- 二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け

12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。

（業務の方法）

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合
 - 二 当該貸付け（**第十一条第二号**及び**第五号**の規定による資金の貸付けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）、当該譲受け（**同条第二号**の規定による貸付債権の譲受けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）、当該取得（**同号**の規定による公社債等の取得を除き、海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等が発行する社債若しくはこれに準ずる債券若しくは信託の受益権の取得に限る。）、当該債務の保証等（**同号**及び**同条第四号の二**の規定による債務の保証等を除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。）又は当該出資（海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等に対するものに限る。）に係る貸付金（貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。**次項**及び**第十六条第二項**において同じ。）の利率（利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。**次項**において同じ。）、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合（**前号**に掲げる場合を除く。）
 - イ 社会資本の整備に関する事業
 - ロ 資源の開発に関する事業
 - ハ 革新的な情報通信技術を活用した事業その他の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用した事業であって、その活用により当該事業の高度化又は当該事業の利用者の利便の向上が図られるもの
- 2 **第十一条第一号から第六号**までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、**第二十六条の二各号**に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

（特別業務指針）

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「特別業務」という。）を行うに当たって従うべき指針（**次項**及び**次条第一項**において「特別業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

- 一 **前条第一項第二号**に掲げる場合に行う**第十一条第一号、第三号、第四号**及び**第六号**に掲げる業務
- 二 **前号**に掲げる業務に係る**第十一条第七号**に掲げる業務
- 三 **前二号**に掲げる業務に係る**第十一条第八号**に掲げる業務

- 四 **前三号**に掲げる業務（**第二号**に掲げる業務を除く。）に係る**第十一条第九号**に掲げる業務
- 2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準
 - 二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項
 - 三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
 - 四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
 - 五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項
 - 六 その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

（特別業務基本方針）

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針（**次項**において「特別業務基本方針」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、**前項**の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（業務の委託）

第十四条 会社は、その業務の一部を財務省令で定める金融機関その他の法人（以下「受託法人」という。）に限り、委託することができる。

- 2 受託法人は、他の法律の規定にかかわらず、会社が**前項**の規定により委託した業務を受託することができる。
- 3 **第一項**の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であって、当該委託業務に従事する者は、**刑法**その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（予算）

第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 **前項**の収入は、貸付金の利息（利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の

運用に係る収入及び附属雑収入とし、**同項**の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金（借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。**第三十三条第一項**及び**第三項**において同じ。）の利子、社債の利子及び附属諸費とする。

3 財務大臣は、**第一項**の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、**前項**の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第十七条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

（予備費）

第十八条 会社は、予見し難い予算の不足に充てるため、会社の予算に予備費を計上することができる。

（予算の議決）

第十九条 会社の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

（予算の通知）

第二十条 内閣は、会社の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、財務大臣を経由して、直ちにその旨を会社に通知するものとする。

2 会社は、**前項**の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 財務大臣は、**第一項**の規定による通知があったときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

（補正予算）

第二十一条 会社は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した**第十七条第一号**、**第三号**及び**第四号**に掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添付して、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった場合に限り、作成することができる。

2 第十六条（第一項を除く。）及び**前二条**の規定は、**前項**の規定による補正予算について準用する。この場合において、この項において準用する**第十六条第四項**の規定により国会に提出する補正予算には、**前項**に規定する書類を添付しなければならない。

（暫定予算）

第二十二条 会社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添付して、財務大臣に提出することができる。

2 第十六条（第一項を除く。）、**第十九条**及び**第二十条**の規定は、**前項**の規定による暫定予算について準用する。この場合において、この項において準用する**第十六条第四項**の規定により国会に提出する暫定予算には、**前項**に規定する書類を添付しなければならない。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとみなす。

（予算の目的外使用の禁止）

第二十三条 会社は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかには使用してはならない。

（流用）

第二十四条 会社は、予算で指定する経費の金額については、財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 財務大臣は、**前項**の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（予備費の使用）

第二十五条 会社は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、**前項**の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（財務諸表の提出）

第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を含む。）を財務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 特別業務以外の業務（**第三十三条**において「一般業務」という。）
- 二 特別業務

（区分経理に係る会社法の準用等）

第二十六条の三 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の」とあるのは「株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（決算報告書の作成及び提出）

第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下

同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。

3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書の会計検査院への送付）

第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書の国会への提出）

第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第三十条 会社の毎事業年度の支出予算は、翌年度において使用することができない。ただし、年度内に会社の支払の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払を終わらなかった支出金に係る支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 会社は、前項ただし書の規定による繰越しをしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越し計算書を作成し、これを財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定による承認があったときは、その承認に係る繰越し計算書に掲げる経費については、第二十条第一項の規定による予算の通知があったものとみなす。

（国庫納付金）

第三十一条 会社は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 会社は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回る場合は、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

- 3 第一項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
- 5 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

- 第三十三条** 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ（借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。）は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金（短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは外国通貨長期借入金（外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。）の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。
- 2 前項に規定する短期借入金（外国通貨によるものを除く。）については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これについて借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行うことができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借換えを行った借入金は、一年以内に償還しなければならない。
 - 4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。
 - 6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現

在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなってはならない。

- 7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を発行することができる。
- 8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- 9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「、第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。
- 10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める經理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(一般担保)

第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(政府保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

- 2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定め

る金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

- 3 政府は、[第一項](#)の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(余裕金の運用)

第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他財務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 財政融資資金への預託
- 三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金
- 四 譲渡性預金証書の保有
- 五 信託業務を営む金融機関（[金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項](#)の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 六 コール資金の貸付け
- 七 [前各号](#)に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

(財務省令への委任)

第三十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、会社の財務及び会計に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第五章 雑則

(監督)

第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

- 2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

- 2 [前項](#)の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 [第一項](#)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、[前条第一項](#)の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

- 2 内閣総理大臣は、[前項](#)の規定による委任に基づき、[前条第一項](#)の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、[第一項](#)の規定により委任された権限及び[前項](#)の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、[前項](#)の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 5 この法律に規定する財務大臣の権限（[第一項](#)の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(定款)

第四十一条 会社の定款には、[会社法第二十七条各号](#)に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 [前項](#)の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 [第一条](#)に規定する目的及び[第十一条](#)に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。
- 3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、[会社法第二編第七章](#)及び[第八章](#)並びに[第五編第二章](#)、[第三章](#)、[第四章第一節](#)及び[第四章の二](#)の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(金融商品取引法の適用除外等)

第四十三条 会社が、[第十一条](#)の規定により、[金融商品取引法第二条第八項各号](#)に掲げる行為を行う場合には、[同法第二十九条](#)の規定は、適用しない。

- 2 [前項](#)に規定する場合（[次項](#)又は[第五項](#)に規定する場合を除く。）においては、会社を[金融商品取引法第二条第九項](#)に規定する金融商品取引業者とみなして、[同法第三章第一節第五款](#)及び[第二節](#)（[第三十五条](#)、[第三十五条の二](#)、[第三十六条の二](#)から[第三十六条の四](#)まで、[第三十七条第一項第二号](#)、[第三十七条の三第一項第二号](#)、[第三十七条の七](#)、[第三十八](#)

条第七号、第四十条の三の三及び第四十条の三の四を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

- 3 会社が、**第十一条**の規定により、**金融商品取引法第六十三条第一項各号**に掲げる行為を行う場合には、**同条第二項**の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合(次項に規定する場合を除く。)においては、会社を**金融商品取引法第二条第九項**に規定する金融商品取引業者とみなして、**同法第三章第一節第五款、第三十七条(第一項第二号を除く。)**、**第三十七条の三(第一項第二号を除く。)**、**第三十七条の四、第三十八条(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)**、**第三十九条(第四項及び第六項を除く。)**、**第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条**の規定並びにこれらの規定に係る**同法第八章及び第八章の二**の規定を適用する。
- 5 会社が、**第十一条**の規定により、**金融商品取引法第六十三条の八第一項各号**に掲げる行為を行う場合には、**同法第六十三条の九第一項**の規定は、適用しない。
- 6 前項に規定する場合においては、会社を**金融商品取引法第二条第九項**に規定する金融商品取引業者とみなして、**同法第三章第一節第五款、第三十五条の三、第三十七条(第一項第二号を除く。)**、**第三十七条の三(第一項第二号を除く。)**、**第三十七条の四、第三十八条(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)**、**第三十九条(第四項及び第六項を除く。)**、**第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条**の規定並びにこれらの規定に係る**同法第八章及び第八章の二**の規定を適用する。

第六章 罰則

- 第四十四条** **第九条**の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第四十五条** **第三十九条第一項**の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は**同項**の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは職員又は受託法人の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第四十六条** **次の各号**のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
 - 二 この法律の規定により財務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。

- 三 **第十一条**に規定する業務以外の業務を行い、又は**第十二条**の規定に違反して**第十一条**に規定する業務を行ったとき。
 - 四 **第十三条の三第二項**又は**第三十八条第二項**の規定による財務大臣の命令に違反したとき。
 - 五 **第三十三条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)**の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は**同条第八項(同条第九項において準用する場合を含む。)**の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。
 - 六 **第三十六条**の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 第四十七条** **第五条第一項**の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、**第五条第一項**及び**第四十七条**並びに**附則第二十二条から第五十一条**までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(設立委員)

第二条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第三条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、**前項**の認可をしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。この場合において、**第三号**に掲げる事項は、**附則第四十七条**の規定による改正後の**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「新駐留軍再編特別措置法」という。)****第十八条の二**に定める経理の区分に従い、**同条各号**に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

- 一 株式の数(会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)
- 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)
- 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項

(株式の引受け)

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを公庫に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第六条 公庫は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産のうち、**附則第四十六条**の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「旧公庫法」という。）**附則第三十七条第二項**の規定により読み替えて適用する旧公庫法**第四十一条第六号**に掲げる業務及び**附則第四十七条**の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「旧駐留軍再編特別措置法」という。）**第十六条**に規定する駐留軍再編促進金融業務（以下「旧国際協力銀行業務等」と総称する。）に係るもの（**附則第十二条第六項**の規定により国が承継する資産を除く。）を出資するものとする。

(創立總會)

第七条 会社の設立に係る**会社法第六十五条第一項**の規定の適用については、**同項**中「**第五十八条第一項第三号**の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）**附則第五条第一項**の規定による株式の割当後」とする。

(会社の成立)

第八条 **附則第六条**の規定により公庫が行う出資に係る給付は、**附則第四十六条**の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、**会社法第四十九条**の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第九条 会社は、**会社法第九百一十一条第一項**の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十条 公庫が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

2 前項の規定により政府に無償譲渡される会社の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は財政投融资特別会計に帰属するものとする。

(会社法の適用除外)

第十一条 **会社法第三十条**及び**第二編第一章第三節**の規定は、会社の設立については、適用しない。

(権利及び義務の承継等)

第十二条 会社の成立の時ににおいて現に公庫が有する権利及び義務のうち、旧国際協力銀行業務等に係るものは、**第六項**の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて会社が承継する。

2 前項の承継計画書は、公庫が、政令で定める基準に従って作成し、財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

3 公庫は、**第一項**の規定により会社が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、**旧公庫法第四十一条第六号**に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額と**旧駐留軍再編特別措置法第十八条**に規定する駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金の額の合計額により資本金を、**旧公庫法第四十一条第六号**に掲げる業務に係る勘定に属する準備金の額と**旧駐留軍再編特別措置法第十八条**に規定する駐留軍再編促進金融勘定に属する準備金の額の合計額により準備金を、それぞれ減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、**会社法第四百四十七条から第四百四十九条**までの規定は、適用しない。

5 **第三項**の規定による資本金の額の減少による変更の登記については、**商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七十条**の規定は、適用しない。

6 会社の成立の際現に公庫が有する権利（旧国際協力銀行業務等に係るものに限る。）のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要ないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

7 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

8 公庫の平成二十三年四月一日に始まる事業年度に係る**旧公庫法第四十七条**の規定による剰余金の処分及び国庫への納付（**旧公庫法第四十一条第六号**に掲げる業務に係る勘定及び**旧駐留軍再編特別措置法第十八条**に規定する駐留軍再編促進金融勘定に係るものに限る。）については、会社が従前の例により行うものとする。

(承継される財産の価額)

第十三条 会社が公庫から承継する資産及び負債（**次項**において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、**前項**の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 **前二項**に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(承継される財産の帰属する勘定)

第十四条 会社が公庫から資産及び負債を承継した場合には、その承継の際、**次の各号**に掲げる資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

一 **旧公庫法附則第三十七条第二項**の規定により読み替えて適用する**旧公庫法第四十一条第六号**に掲げる業務に係る資産及び負債 **新駐留軍再編特別措置法第十八条の二第一号**

に掲げる業務に係る勘定

二 旧駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債 新駐留軍再編特別措置法第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定

第十五条 前条の規定により整理した場合において、新駐留軍再編特別措置法第十八条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。

2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。

3 前二項の場合において、会社の設立時の剰余金の額は会社の全ての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、会社の設立時の利益準備金の額は会社の全ての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第十六条 附則第十二条第一項の規定により会社が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次の各号に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

一 旧公庫法第五十条第二項の社債 旧公庫法第五十五条又は外資受入法第二条の規定による保証契約

二 旧公庫法附則第四十二条の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「旧国際協力銀行法」という。）第四十五条第一項の国際協力銀行債券 旧国際協力銀行法第四十七条又は株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）第十三条による改正前の外資受入法第二条の規定による保証契約

三 旧国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧輸銀法」という。）第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法第三十九条の三又は旧国際協力銀行法附則第二十三条の規定による改正前の外資受入法第二条の規定による保証契約

2 前項各号に掲げる債券については、会社の社債とみなして、第三十四条の規定を適用する。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により会社が旧国際協力銀行業務等に係る義務を承継したときは、当該承継の時において発行されている全ての次の各号に掲げる債券に係る債務については、当該各号に定める者が連帯して弁済の責めに任ずる。

一 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）附則第十一条の規定による改正前の国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券及び

旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等 会社及び独立行政法人国際協力機構

二 旧公庫法第四十九条及び第五十条の規定により発行された社債 会社及び公庫

2 前項各号に掲げる債券の債権者は、当該各号に定める者の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(非課税)

第十八条 附則第十二条第一項の規定により会社が権利の承継を行う場合における当該承継に伴う登記又は登録については、会社の成立の時から一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 附則第十二条第一項の規定により会社が権利の承継を行う場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(公庫の業務の特例)

第十九条 公庫は、会社がその成立の時において業務を円滑に開始するため、この法律の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法第十一条の規定により行う業務のほか、財務大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。この場合において、公庫が行う当該業務についての監督その他の規定の適用については、当該業務は、同条第一項第四号に規定する業務とみなす。

一 第十一条第一号に掲げる業務のうち、債務の保証等に係る債務の保証等以外のものであって、開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るもの（第十二条第一項第二号に掲げる場合に該当するときに限る。）

二 第十一条第三号に掲げる業務のうち、第十二条第四項の規定による短期資金の貸付け

三 第十一条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対するもの（第十二条第六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときに限る。）

(会社の業務の特例)

第二十条 会社は、第十一条に規定する業務のほか、附則第四十六条の規定の施行前に公庫が行った旧国際協力銀行業務等に係る債権の管理及び回収の業務に係る債権につき、その回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行う業務（第十一条の業務に該当するものを除き、当該管理及び回収を行う業務に附帯する業務を含む。）を行うことができる。

2 前項の規定により会社が同項に規定する管理及び回収を行う業務を行う場合についての第四十三条第一項及び第三項並びに第四十六条第三号並びに新駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定の適用については、第四十三条第一項及び第三項中「第十一条」とあるのは「第十一条又は附則第二十条第一項」と、第四十六条第三号中「第十一条に規定する業務以外」とあるのは「第十一条及び附則第二十条第一項に規定する業務以外」と、新駐留

軍再編特別措置法第十八条の二第一号中「業務」とあるのは「業務及び同法附則第二十条第一項に規定する管理及び回収を行う業務」とする。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条 附則第四十六条の規定の施行前に旧公庫法の規定によりした処分、手続その他の行為（旧公庫法第六十四条第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(会社の業務の在り方の検討)

第五十二条 政府は、会社の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、会社が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

令和7年10月1日 施行 現在施行

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）

Law RevisionID:410AC0000000105_20251001_505AC0000000053

平成十年法律第五号

資産の流動化に関する法律

第一編 総則

(定義)

第二条 この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）若しくは信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

- 一 特定社債、特定約束手形若しくは特定借入れ又は受益証券 その債務の履行
- 二 優先出資 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

5 この法律において「優先出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、当該社員が、特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を特定出資を有する者（以下「特定社員」という。）に先立って受ける権利を有しているものをいう。

6 この法律において「特定出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、特定目的会社の設立に際して発行されたもの（第三十六条の規定により発行されたものを含む。）をいう。

7 この法律において「特定社債」とは、この法律の規定により特定目的会社が行う割当てにより発生する当該特定目的会社を債務者とする金銭債権であって、**第二百二十二条第一項**

各号に掲げる事項に従い償還されるものをいう。

- 8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
- 一 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。
 - 二 元本の償還について、募集特定社債（[第二百二十二条第一項](#)に規定する募集特定社債をいう。）の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - 三 利息の支払期限を、[前号](#)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
 - 四 [担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）](#)の規定により担保が付されるものでないこと。
- 9 この法律において「優先出資証券」とは、優先出資につき特定目的会社が[第四十八条第一項](#)及び同条第三項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）[第二百五条第二項](#)の規定により発行する出資証券をいい、「特定社債券」とは、特定社債につき特定目的会社が[第二百五条](#)において準用する同法[第六百九十六条](#)の規定により発行する債券をいう。
- 10 この法律において「特定約束手形」とは、[金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）](#)[第二条第一項第十五号](#)に掲げる約束手形であって、特定目的会社が[第二百五条](#)の規定により発行するものをいう。
- 11 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。
- 12 この法律において「特定借入れ」とは、特定目的会社が[第二百十条](#)の規定により行う資金の借入れをいう。
- 13 この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。
- 14 この法律において「資産信託流動化計画」とは、特定目的信託による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。
- 15 この法律において「受益証券」とは、特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権を表示する証券であって、受託者がこの法律の定めるところにより発行するものをいう。
- 16 この法律において「受託信託会社等」とは、特定目的信託の受託者である信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。
- 17 この法律において「代表権利者」とは、[第二百五十四条第一項](#)の規定により権利者集会により選任された者をいう。

- 18 この法律において「特定信託管理者」とは、[第二百六十条第一項](#)の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

平成十一年法律第八十九号

内閣府設置法

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

（任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）**第三条第一項**に規定するこどもをいう。次条**第一項第二十九号**において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、**第一項**の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、**前条第一項**の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う**内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号**に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

- 一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項
- 二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項
- 三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から**第十一号**までに掲げるものを除く。）
- 四 中心市街地の活性化（**中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条**に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策

に関する事項

五 都市の再生（**都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条**に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項

六 知的財産（**知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項**に規定するものをいう。）の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項

七 構造改革特別区域（**構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第一項**に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項

八 地域再生（**地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条**に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九 道州制特別区域（**道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第二条第一項**に規定するものをいう。）における広域行政（**同条第二項**に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十 総合特別区域（**総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項**に規定するものをいう。**第三項第三号の六**において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十一 国家戦略特別区域（**国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項**に規定するものをいう。**第三項第三号の七**において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十二 **日本国憲法**の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 **前二号**に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（**科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三十号）第二条第一項**に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出（**健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条**に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

- 十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項
- 十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定するものをいう。第三項第七号の九において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十八 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項
- 十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
- 二十 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項
- 二十一 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 二十二 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項
- 二十三 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項
- 二十四 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項
- 二十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 二十六 国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律百一号）第一条の二第六項に規定するものをいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 二十七 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項
- 二十八 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項
- 二十九 こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項
- 三十 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項
- 三十一 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第一条に規定する子ども・若者育成支援に関する事項

- 三十二 海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 三十三 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項
- 三十四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項
- 三十五 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項
- 三十六 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の六において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 三十七 重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第三項第二十七号の七において同じ。）に対する特定不正行為（同条第四項に規定するものをいう。同号において同じ。）による被害の防止のための基本的な政策に関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 内外の経済動向の分析に関すること。
 - 二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。
- 三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。
- 三の二 構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。
- 三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経

費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に限ることに限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関する事並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関する事。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関する事、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関する事及び同法第十一条の交付金に関する事。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関する事。

三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関する事、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関する事、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特別区域支援利子補給金の支給に関する事、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関する事、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関する事、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特別区域支援利子補給金の支給に関する事並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関する事、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関する事、同法第十六条の四第三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関する事、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特別区域支援利子補給金の支給に関する事並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関する事。

六 国民経済計算に関する事。

六の二 第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関する事。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する事。

七の四 匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）及び仮名加工医療情報（同条第四項に規定するものをいう。）に関する施策に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の五 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

七の六 宇宙開発利用の推進に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の七 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関する事。

七の八 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の九 人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関する事。

七の十 防災に関する施策の推進に関する事。

八 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関する事。

八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関する事。

九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関する事。

十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関する事。

十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関する事。

十二 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十二年法律七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関する事。

十三 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

十四 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策（第九条の二及び第十六条の二第二項において「原子力防災」という。）に関すること。

十四の二の二 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

十四の二の三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十五 第七号の十から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

十八 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。

二十四 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

二十五 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あっせん及び処理に関すること。

二十七 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること。

二十七の二 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

二十七の三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

二十七の四 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十七の五 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の六 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

二十七の七 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）。

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。

二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

三十 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。

三十一 国民の祝日に関すること。

三十二 元号その他の公式制度に関すること。

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

三十六 市民活動の促進に関すること。

三十六の二 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。

三十七 官報に関すること。

三十七の二 内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

三十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

三十九 世論の調査に関すること。

三十九の二 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十 公文書館に関する制度に関すること。

四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

四十二 削除

四十三 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第十号）第二十二條第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に

属するものを除く。）。

四十五の二 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十六 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

四十七 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十八 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

四十九 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十一 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第六号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

五十三 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百四十三号）第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）

五十四 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

五十四の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第二項及び第六十条の五第二項に規定する事務

五十四の三 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務

五十四の四 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

五十四の五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務

五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十七条の二に規定する事務

五十九 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項及び第五項に規定する事務

五十九の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百三十二条に規定する事務

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百十五条に規定する事務

六十 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

六十二 こども家庭庁設置法第四条第一項に規定する事務

六十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

令和3年4月1日 施行 現在施行

科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）

Law RevisionID:411AC000000200_20210401_502AC0000000063

平成十一年法律第二百号

独立行政法人経済産業研究所法

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十二条 研究所は、[第三条](#)の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。
- 二 [前号](#)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 三 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
- 四 [前各号](#)の業務に附帯する業務を行うこと。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る[通則法](#)における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:411AC0000000103_20250601_504AC00000000068

六 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

七 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

平成十一年法律第百三号

独立行政法人通則法

第三章 業務運営

第二節 中期目標管理法

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

第六章 雑則

（財務大臣との協議）

- 第六十七条** 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 一 **第二十九条第一項**の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
 - 二 **第三十五条の四第一項**の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするとき。
 - 三 **第三十五条の九第一項**の規定により年度目標を定め、又は変更しようとするとき。
 - 四 **第三十条第一項、第三十五条の五第一項、第三十五条の十第一項、第四十五条第一項**ただし書若しくは**第二項**ただし書又は**第四十八条**の規定による認可をしようとするとき。
 - 五 **第四十四条第三項**の規定による承認をしようとするとき。